記入時の注意点

※　記入前に「利用案内」と合わせて読んでください

はじめに

○ 申請書の提出には、「保育の利用を必要とする理由」に応じた添付書類が必要です。
勤務先が市に対して発行する「就労証明書」など、発行に時間を要する書類等がありますので、添付書類の用意に注意してください。
添付書類の様式は、市内各保育施設、子育て支援センター、市役所保育幼稚園課、各支所に設置のほか、伊賀市ホームページからもダウンロードが可能です。「伊賀市　入所申込」で検索してください。

○ 申請書は、1人の児童につき1部を提出してください。
きょうだいなど2人以上の児童について同時に申請する場合、児童ごとに1部ずつ申請書と添付書類を提出してください。2人目以降の添付書類は原本をコピーしたものでかまいません。

○ 申請書はボールペンなど消えないインクで記入してください。
書き間違えた場合は、間違えた文字を二重線で削除し、そばに正しい内容を記入してください。

申請書　おもて面にある記入欄の説明

○ 申請者の名前

申請者となる保護者は、原則生計の中心となる保護者（＝児童手当受給者）を記入してください。
ただし、生計の中心となる保護者が単身赴任などで市内に居ない場合は、児童と市内で同居する保護者を記入してください。

○ 申請児童

「名前」はフリガナを付け、「生年月日」は和暦で正しく記入してください。
出産予定児童の申請の場合は、「名前」は姓（ファミリーネーム）とベビーと記入し、「生年月日」は母子手帳にある出産予定日を記入してください。母子手帳のコピーを提出してください。
「療育手帳等の有無」はどちらかに☑をし、有の場合は当てはまる手帳の種類を〇で囲んでください。療育手帳や身体障害者手帳のコピーを提出してください。
「住所（現住所）」は申請日時点での住所を記入してください。

○ 保護者住所・連絡先

父母の申請日時点での「現住所」は申請児童と同じ場合は記入しないでください。
入所決定時に利用者負担額を計算するため、令和8年度及び令和9年度の課税基準日（1月1日）の住所を記入してください。
「連絡先」は父母それぞれの携帯電話や自宅電話など連絡のつきやすい電話番号を記入してください。

① 世帯の状況・保育料減免に関する申請

父母だけでなく、同居世帯家族、同一敷地内に居住する家族、別居であるが生計が同じ家族（例：生活費を親が負担している市外に住む大学生のきょうだい）を全員記入してください。
申請児童本人は記入しません。
この欄に記入された兄姉の人数により保育料減免の審査をするため、記入漏れがないように注意してください。
記入した全員について、「障がいの有・無」、「同居・別居」の〇印をつけてください。
児童と同居する障がい者（父母・きょうだい）がいる場合は、その者の障害者手帳等のコピーを提出してください。
「世帯状況」は当てはまるものに☑をしてください。離別・死別・未婚には〇印をつけません。

② 利用を希望する期間及び施設名

「利用を希望する期間」は保育の実施が必要な理由に該当する期間の範囲内で記入してください。

【！重要！】

利用案内P.6①②③の場合で異なります。申請内容がどの場合にあたるのか確認のうえ記入してください。

①4月新規入所　　・・・「令和9年4月☑1日～」

②育休明け予約入所・・・復職日により復職する月の「☑1日～」、「☑15～」のいずれか
※ならし保育に必要な日数に関して例外あり（詳細は利用案内P.8～9）

③途中入所　　・・・令和9年5月以降

「利用を希望する施設名」は希望する順に施設名を記入してください。申請書は第1希望～第6希望の施設を記入できる様式になっています。できる限り多くの施設を検討してください。

うら面へつづく ☛

🖊申請書　うら面にある記入欄の説明

③　保育の利用を必要とする理由等

「保育の利用を必要とする理由」は父・母それぞれの該当する理由に☑してください。

【！重要！】理由に応じた添付書類を必ず添付してください。

保育を必要とする理由	添付書類		備考
就労（被雇用者） **※月48時間以上**	☐	就労証明書（事業所が伊賀市に対して発行する書類）	
就労（自営業・農業の中心者） （株式会社の場合は就労証明書のみ） **※月48時間以上**	☐	就労証明書（中心者が伊賀市に対して発行する書類）	
	☐	確定申告書（申告前の場合は開業届）の写し	
就労（自営業・農業の協力者） **※月48時間以上**	☐	就労証明書（中心者が伊賀市に対して発行する書類）	全員必要
	☐	確定申告書（中心者の申告のうち事業専従者に関する記載を確認するため）または源泉徴収票の写し	給与が支給されている協力者は必要
	☐	自営業・自営農業等タイムスケジュールの申告書	全員必要
	☐	農林業等専従申告書	農業の協力者は必要
就労（育児休業後の職場復帰） **※月48時間以上**	☐	就労証明書（事業所が伊賀市に対して発行する書類） ※「9」「11」欄に記載	
妊娠・出産	☐	母子手帳の写し（保護者の名前が記載されたページと出産予定日が記入されたページ）	※出産予定月と前後2カ月が保育期間となります。
疾病・障がい	☐	市指定様式の診断書または身体障害者手帳等写し	
介護・看護・付添等 **※月48時間以上**	☐	介護・看護等が必要な同居の親族に関する診断書または身体障害者手帳等写し	
	☐	介護等タイムスケジュール申告書	
求職活動（内定）	☐	求職活動申告書・誓約書	
就学（職業訓練学校等） **※月48時間以上**	☐	在学証明書等の在学期間や学習時間が分かる資料	

上記に該当せず保育を必要とする場合は、保育幼稚園課（0595-22-9655）までお問合せください。

※就労、就学、介護・看護においては**月48時間以上常態**としていなければ保育を必要とする理由を認定できません。

※申請書や添付書類に虚偽があった場合や、入所までに事由変更等があった旨の申し出をしなかったときは、教育・保育給付認定を取り消します。

「保育の利用を必要とする日時」の欄は、次の区分を参考にして記入してください。

区　　分	保育時間	対象となる方
保育短時間利用	8:30～16:30まで 利用可能	保護者のうち<u>どちらか</u>　が ①就労時間、就学時間、介護看護等にかかわる時間が月48時間以上120時間未満の方 ②求職活動中の方 ③育児休業中の方
保育標準時間利用	最長で 開所時間～18:00 （地域型保育事業は18:30）まで 利用可能	保護者のうち<u>どちらも</u>　が ①就労時間、就学時間、介護看護等にかかわる時間が月120時間以上の方 ②妊娠・出産の方 ③疾病障がいの方 ※保護者のどちらも該当している必要があり、父・母どちらかが保育短時間利用に該当している場合は、短時間利用となります。 ※短時間利用（8:30～16:30）を希望して利用いただくことも可能です。

④　税情報等の閲覧並びに教育・保育給付認定の決定等に関する同意確認

1～5のすべての項目を確認し☑をしてください。